

令和3年 第3回定例会

大雪消防組合議会会議録

令和3年12月22日 開会

大雪消防組合議会

令和3年第3回大雪消防組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和3年第3回大雪消防組合議会定例会

令和3年12月22日午後1時30分開議

○議事日程

- | | | |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指定について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 一般質問
(6番 生出 栄 議員)
(2番 鶴間松彦 議員) |
| 日程第 5 | 認定第1号 | 令和2年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 報告第1号 | 専決処分について |
| 日程第 7 | 議案第1号 | 専決処分について |
| 日程第 8 | 議案第2号 | 専決処分について |
| 日程第 9 | 議案第3号 | 令和3年度大雪消防組合一般会計補正予算について |

○出席議員（17名）

- | | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 高橋昭典 | 議員 |
| 2番 | 鶴間松彦 | 議員 |
| 3番 | 藤倉智恵子 | 議員 |
| 4番 | 森國孝芳 | 議員 |
| 5番 | 伊藤一乗 | 議員 |
| 6番 | 生出栄 | 議員 |
| 7番 | 八木幹男 | 議員 |
| 8番 | 大坪正明 | 議員 |
| 9番 | 中港勝 | 議員 |
| 10番 | 澤田なぎさ | 議員 |
| 11番 | 善光英治 | 議員 |
| 13番 | 佐藤康則 | 議員 |
| 14番 | 谷口雅浩 | 議員 |

15番 藤原幸子 議員
16番 奥俊博 議員
17番 久米啓一 議員
議長 18番 佐藤晴観 議員

○欠席議員（1名）

12番 中本 諭 議員

○出席説明員

管 理 者 角 和 浩 幸 君
副 管 理 者 松 岡 市 郎 君
副 管 理 者 山 本 進 君
副 管 理 者 村 椿 哲 朗 君
副 管 理 者 村 中 一 徳 君
副 管 理 者 矢 部 福 二 郎 君
主 監 池 田 由 行 君
主 監 市 川 直 樹 君
主 監 鳥 毛 昭 士 君
主 監 遠 藤 憲 彦 君
主 監 植 村 勇 君
主 監 金 子 公 保 君
会 計 管 理 者 小 杉 昌 敏 君
消 防 長 東 本 浩 昭 君
警 防 課 長 熊 谷 大 輔 君
美 瑛 消 防 署 長 大 庭 徳 正 君
東 消 防 署 長 大 石 秀 一 君
当 麻 消 防 署 長 横 田 誠 慈 君
比 布 消 防 署 長 中 田 茂 利 君
愛 別 消 防 署 長 菅 原 勝 昭 君
代 表 監 査 委 員 高 田 紀 子 君

○書記

事 務 局 長 林 康 規 君
課 長 補 佐 袋 江 肇 君
係 長 西 本 哲 史 君
主 任 加 藤 雄 司 君

議長挨拶

○議長（佐藤晴観議員） こんにちは。大雪消防組合の定例会に皆様のご参集のもと、開催できますことを心からお礼申し上げますところであります。

報道等で報じられていますように、昨日、美瑛町で一部断水ということがありまして、その中で近隣町村や各関係団体に本当に助けられて、無事に復旧することができました。心からお礼を申し上げますとともにご心配をお掛けしまして申し訳ございませんでした。

そして、今定例会より、一般質問に係る申し合わせ事項を休会中に設置させていただきました。この定例会から運用させていただきますので、ぜひともよろしくお願ひし、少しでもわかりやすく議事が進んでいければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

開会及び開議宣言

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和3年第1回大雪消防組合議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。比布町、中本議員から欠席の報告がありましたので、ご報告申し上げます。

管理者招集挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 角和管理者から本定例会招集の挨拶があります。

（管理者「はい」の声）

角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） 皆様こんにちは。冒頭に当たりましたただいま佐藤議長様からもお話しがございましたけれども、昨日、美瑛町で水道管破裂による事故等がありました。この事故につきまして、近隣町の皆様方から、多大なるご支援、また、ご心配のお言葉を頂戴しまして、心より御礼を申し上げます。ただいま、無事に復旧をさせていただいたところでございます。皆様のご支援に心から御礼を申し上げます。

それでは、招集の挨拶をさせていただきます。令和3年第3回大雪消防組合議会定例会の開催に当たり、議員の皆様には、年末を控え何かとご多忙のところ、皆様のご出席で開

催をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から6町の消防行政の運営につきまして、ご理解とご指導を頂いておりますことに厚く御礼を申し上げます。

依然、新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、国内の新規陽性者数は低い水準で推移していますが、再び起こる感染拡大の波に備えつつ、今後とも、感染症防止対策や災害対応については、近隣市町村をはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、地域住民の安心安全のために万全を期し、消防力の充実強化に努めて参ります。

それでは、今定例会に提案をさせていただき議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第1号、第2号は、令和3年度一般会計補正予算について、地方自治法の規定により専決しましたので、議会の承認をお願いするものであります。

議案第3号は、令和3年度の一般会計補正予算であります。

認定第1号は、令和2年度の一般会計の決算について、監査委員の審査が終了したので、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものであります。

報告第1号は、公有自動車の交通事故に伴う和解契約及び損害賠償額が決定し、地方自治法の規定により専決処分しましたので、報告するものであります。

以上、議案3件、認定1件、報告1件につきまして、ご提案を申し上げます。慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶に代えさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

日程の確認

○議長（佐藤晴観議員） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、9番「中港勝議員」と17番「久米啓一議員」を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、会期決定の件を議題とします。おはかりします。本定例会の会期は、本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸般の報告

- 議長(佐藤晴観議員) 日程第3、これから、諸般の報告を行います。議会からの報告は、別紙配布のとおりです。これで諸般の報告を終わります。

管理者行政報告

- 議長(佐藤晴観議員) 角和管理者から行政報告の申し出がありました。これを許します。

(管理者「はい」の声)

角和管理者。

- 管理者(角和浩幸君) それでは、行政報告を申し上げます。議員の皆様には、書面をお手元に配布しておりますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

5点について、報告させていただきます。

1点目は、永年の消防功勞により令和3年秋の叙勲で、「元大雪消防組合当麻消防団長」の「宮崎良和様」が瑞宝双光章を受章されました。永年の消防功勞が認められたものであり、お祝い申し上げるところでございます。

2点目は、大雪消防組合表彰ですが、7月23日、美瑛町字忠別のバス停留所で、旅行者が急に倒れ、心肺停止となる事案が発生しました。車で現場を通りかかった3名の方が工事現場事務所からAEDを持参、使用して除細動を行い、病院へ搬送された結果、無事、命を取り留めたところであり、速やかな応急処置が人命救助に繋がったもので、その功績をたたえ感謝状を贈ったところでございます。心から感謝を申し上げる次第でございます。

次に、勤続20年表彰ですが、本年度は団員8名を表彰することとし、各消防団において表彰状の伝達を行う予定となっております。

3点目は、7月7日、午後2時頃に発生しました愛別消防署公用車の交通事故についてでございますが、救急搬送時に国道交差点での車両の接触事故であり、幸いにも双方とも怪我がなく、物損事故として和解契約を締結し、自動車共済保険で過失分を損害賠償しております。

安全確認の徹底及び職員教育を指示したところであり、再発防止に努めて参りたいと

考えております。

4点目は、令和4年の消防団出初式について、1月5日から9日の期間で、それぞれの消防団で、新型コロナウイルス感染症の予防対策により、規模を縮小して実施する予定となっております。

5点目は、本年1月から11月末までの火災発生状況と救急活動状況であります。各町別の件数は記載のとおりとなっておりますのでご高覧のほど、お願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤晴観議員） これで、行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。

初めに、6番、生出栄議員。

（「はい」の声）

6番、生出議員。

○6番（生出 栄議員） 令和3年、2021年、第3回大雪消防組合議会定例会において、生出栄が一般質問させていただきます。時間制限方式で行います。

質問事項は、令和3年8月10日開催の消防組合署課長会議での消防長の発言内容についてお伺いしたいのであります。

質問の趣旨につきましては、3月議会の内容を説明したとありますが、内容全体が分かる文章、書類。議員の質問に対する意見が出ている書類の提出を要求しました。今日配られております。昨日、私の家にも届きました。

一般質問の妨害にならないように対応をお願いいたします。

署課長会議録。消防組合の組織不信になりえる発言の事実はあるか、ないかを消防長にお伺いをいたします。

以前の議員協議会で、消防長は少数派と自認しておりました。今も同じ考え方をしているのかをお聞きいたします。

その上で、任命権者である管理者のご意見もお伺いいたします。

以上、一般質問といたします。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の質問の答弁を求めます。

（消防長「はい」の声）

東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 皆様におかれましては、常日頃より、消防行政にご理解、ご協

力を賜り、厚くお礼を申し上げます。それでは、答弁を申し上げます。

組織不信になり得る発言の事実はあるか、ないかということですが、これまでの消防長としての経験と感じたことを述べているのであって、職員にはこう言う見方、意見があることを、悪意をもって解釈するのではなく、真摯に受け止めていただきたいものと考えております。

また、私が少数派であると自認していたとのご指摘につきましては、今年の全員協議会において誤解を招いてしまいました。私自身あくまでも消防のあるべき姿、将来像についての考え方について、これまでも中立公正に見てきたものと認識しており、これからもそうあるべきであると思っております。以上です。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) 管理者としてご答弁申し上げます。

組合署課長会議につきましては承知しており報告も受けておりますが、この所感についてはあくまで消防長のこれまでの経験と感想を内部会議において発言したものでありますので、私自身が内容について評価するべきものではなく、消防長はこう考えているものとして受け止めているところでございます。以上でございます。

○議長(佐藤晴観議員) 6番議員の再質問を許します。

(「はい」の声)

6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) 6番です。ただいま答弁をいただきました。まずは答弁で、前言撤回をするのであれば撤回したという言葉を入れていただければ。

私、あの全員協議会の中でここにいる皆さんが聞いていたと思うんですよ。私が、あのときに質問したのは、消防長、あなたは少数派ですか多数派ですかって私聞いたんですよ。それは認めますか、認めませんか。あなたは少数派ですって言ったんだよ、はっきり。そこで私はあなたに対する見方が変わったということなんです。あの場で中立公正ですってあなたが言っていたら、ここまで私質問してませんよ。ということはここで、先ほど言ったのは前言撤回したってということですよ。何が誤解なんですか。どこがどう誤解されたんですか。あなたが少数派ですって言った言葉は違うんですか。ぜひ、お聞きしたいんです。

このように、あなたは前言を、自分で言った言葉を責任取らず、どんどんどんどん後から変えてくると。だから信頼されなかったのかなって今思いましたよ、逆に言うと。

多数の職員も、把握出来ず指導出来ず、少数の方はおやめになってるんですよ。あとお2方、お3方ですか。少数派とあなたが当時、あなたが少数派だと言った方が。

多数派の皆さんも把握出来ず、少数派の皆さんも組織からいなくなったではありません

んか。本来違うでしょう。

少数派の皆さんも多数派の皆さんもこの男社会の中でですよ。男性の中で、きちっと議論を戦わしながら、より良い大雪消防組合をつくろうと再出発するのが、させるのがあなたの役目ではなかったのか。そう思ってならない。

私のことに対してね、これ伏せてありますけどね。生出議員、生出さんの言うこと。私は名前書かされても、ここは公開の場ですから、それは構わないですよ。

しかし、ここで言っている所感という、消防長所感ですよ。消防長のこれは、全ての大雪消防組合の署長と課長に、逆に言うと指示している、命令に当たりますよね。その中で、議会で議論していることに対して、その議員のいないところで言ってるんですよ。

3ページですね。上から4行目。一般質問にもあった旅費の不正支給で、横領の犯罪者だ、みたいに仕立て上げられたんですと。私、仕立て上げたことはないんですが。旅費の事務の不手際ですよ。あのときも質問しましたよね。4回やって不手際はありませぬよね。

それからですね、11行目。旅費の関係においては、当日、たまたま迎えに来てもらうこともあったと。それについて精算をしていないということなんです。事実はそういうことです。ここですね。たまたま迎えに来なかったのか。職員を使って送り迎えをしたんでしょう。それはたまたまには当たらないですよ。それを4回も繰り返したんでしょう。これ誰が見ても、この言葉は信じられませんよね。

その下、その後の流れを見てください。12月には美瑛町長、要するに管理者のところに、消防長を横領で訴えてやる、ある議員からそういうふうに着しが入っていますっていうんでね。このある議員って誰ですか。ここにいるのなら教えてください。

(佐藤議長「生出議員、あの一問一答という形に今回からなりますので。今までのがちょっと、これが質問じゃなかったらいいんですけど、」の声)

これが1問目なんです。分かる。

(佐藤議長「あんまりわからない。何ですかというのは、聞いているフレーズが今まで中にちょっと3つ4つあったものですから、それを1個で、」の声)

1回1回座ってという。

(佐藤議長「そういうパターンの方がわかりやすいと思うんですけど。」の声)

失礼いたしました。一括でやればよかったんですね。ということでいけば一問一答でいきます。失礼いたしました。

初めに言った、1問目じゃあ今までのところを含めて、含めて、今言った着しが入っているとありますが、その人が言っているわけではなくてそういうふうになっている者がいると、外で言っている者がいるということが管理者の耳に入りました。横領で訴え

てやると、脅迫ですよ。脅しですよ。これは会議で言う言葉かどうか分かりませんが、ここでいう脅しを言っている議員は誰ですか。そこをまずお聞きしたいと思います。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 私は管理者の方から、そういう話があるというふうに聞いておりましたので、その議員が誰であるのかというのは、私はわかりません。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) 今、消防長がそういう答弁いたしました。管理者から聞いたということは、管理者、角和町長が東本消防長にそういう議員がいるよとおっしゃったんですね。この中にいますか、いませんか。お聞きします。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) 消防長のこの署課長会議での発言と、誤解はないかと思いますが、ある議員さんが、ある者がこういうことを言っているという話を聞いたということではございます。その議員が、議員さんがこの文面でいいます横領で訴えてやると言っているわけではございません。そういう話が出ているよということを伝えていただいた議員さんがいるということではございますので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。そのうえで、この議員さんは、直接このご質問の内容と関わってこないで個人名を挙げるのは、控えさせていただきたいと思います。

(生出議員「私が聞いたのはここにいますかということです。」)

ここにはいらっしゃいません。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) 脅迫ですよ、脅しですよ。これは署課長会議でこういう形で言うんですね。なぜそう言われて脅迫だと思ったら告発しないんですか。あなた脅迫を受けたんでしょ。脅しを受けたんでしょ、こうやって。ならば真相解明して、その誰かをきちっと訴えるべきじゃないですか。脅迫罪でしょ。なぜ訴えなかったかをお聞かせください。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 私は、その連絡を受けたときにそう感じたものでありますので、それについて訴えるとかという選択はしなかったということです。

あくまでも私がそういうやり方というのは、外部を使ってそういうふうなことを言っているということ自体が、そういうふうなやり方をするんだなという、これは一種の脅しだろうなというふう感じたから、そう言ったまででございますので、それをもって何か訴えるとかというような選択はしなかったわけでございます。

○議長（佐藤晴観議員） 6番、生出議員。

○6番（生出 栄議員） その次ですね。ここで会議の、正式会議の中で、盗撮ありましたよね。盗撮行為について管理責任を問われて厳重注意を受けてますと、自ら言っておりますが、盗撮行為は認定されたんですか。そこをまずお聞きしたい。

（消防長「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 盗撮行為というのは認定する、しないではなくて、その行為そのものが盗撮でありますので、これは私のほうというか、我々のほうで弁護士3人に意見を聞く機会がありましたのでそこで聞きましたら、行為としては盗撮であるというふうにお伺いしましたので、盗撮で間違いのないものというふうな認識しております。

○議長（佐藤晴観議員） 6番、生出議員。

○6番（生出 栄議員） それをずっと読んでいったときの行為としては盗撮である、という言い方ですよ。ということはやっぱり認定されてないんですよ。まだ結論出ていない。

証拠を集めるための画像撮影と。皆さん、ドライブレコーダーつけてるじゃないですか。あれも全部顔も全部写っているんですよ。同じじゃないですか。救急車をあおり運転する誰かがいるわけでしょう。だから救急車にドライブレコーダーをつけたんじゃないですか。これ全国に渡ったらとんでもないことになりますよ。救急車をあおった。救急搬送中にあおったなんていう全国ニュースでしょう。

証拠がないからドライブレコーダーをつけたんじゃないですか。ナンバー見てもわかってますよ、誰かが。けども証拠写真がないから、ドライブレコーダーつけたんじゃないですか。ドライブレコーダーつけたら、あおり運転なくなったんでしょう。とんでもないことですよ、救急搬送中にあおり運転するなんていう。危険行為ですよ。

それと同じように、証拠映像取るためのものですよ。パワハラ疑いがある。証拠がないから訴えられない。であれば証拠を取ることでのそこを今やってるんじゃないですか、審議をしているんじゃないですか。審議が出たら次裁判でしょう。地方裁、高裁、最高裁まで行くんですか。それと同じことがここで言われているんですよ、逆に言うと。

情報公開をまずしますということですね。懲罰委員会の情報公開の開示を求めるとそれをわかったうえで、丸々は情報公開請求をまずします。そして役場の方で、その情報

公開請求で個人が分かるものについては伏せて出す。

私が聞いたことない方のことまで書かされているんですね、4ページの中間に。その前段で私がやっていますね。物語をやったんですか、私ここで。管理者、一般質問は物語なんですか。物語で一般質問してもよろしいのでしょうか。角和管理者にお聞きします。こういうことを会議で言っているんですよ。私、物語で質問したんですか3月議会に。そこをまず管理者、お願いします。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) この発言の趣旨、発言者は消防長でございまして、消防長の発言の中でこのような表現が使われているということでございます。私としては今、お答えすることが出来ない立場であると思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) 意見は言えないということでしょう。消防長、私の質問は、物語なんですか。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 私の物語というのはですね、一連の流れが物語ということで。12月に管理者の耳に、外部でそういうふう言ってる者がいると。そこから次に書いてある部分がありまして、そして一般質問と、そういう流れ、これが物語じゃないんでしょうかというふうに感じてお話をしたわけでございます。

(生出議員「私の質問に対し答弁していない。私の質問は物語ですかということを聞いている。物語なのか、物語ではないのか。」)

私が今お話ししたことは、あくまでも一連の流れということですので、議員を特定して物語であるかどうかというのは、それはお答え出来ないことだなというふうに私は思っております、あくまでも一連の流れが物語というふうな表現をしたわけでございますので、私自身はやはりそこは、私が感じたことでございますので、事実を羅列して、そしてそれが、流れが物語というかそういうふうな流れをつくってですね、そうやって、やっていくというかそういう手法なんだなというふうなことを、物語というふうな表現をしたままでございますので、議員が物語云々というのは私が答えるべきものではないというふうに思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) だんだん佳境に入ってまいりました。

私も、くみされての一般質問をやっていたというようなニュアンスで、各消防署の署長や課長を集めてやっているんですね。

物語を作って横領とまで言って脅し、精神的にも徹底的に追い詰める。あなたは、診察を受けたことあります。追い詰めたっていうけれど事実を質問して、あなたが答えた、これが消防に対する一般質問のやり方でした。物語で一連の動き、流れが物語であるだとか、物語と作って横領とまで言って脅し、精神的にも徹底的に追い詰めるやり方。あなたのこれ主観でしょう。事実に基づいて言っているんですか。

そして、その下からですよ。これ黒い伏字がいっぱいあるんですが、これ外部の人間間違いなく入ってますよ。今、何々を上げてきている、何々から何々にかけて何々をやった誰々。この方私一切、これ誰ですか。答えられませんか。答えられるのであれば、伏字にしないで。あなた方は今まで、伏字にしなかったこともいっぱいあるんでしょ。情報公開条例に基づかないで公開しちゃったこともあるんでしょ。これ情報公開条例に基づいてこれ伏せているのかもしれないけど、他方で個人情報を漏らしておきながら、こういった会場の中で、議会の中ではこうやって伏せてくる。やり方がちょっと、分けているんですかね。この方は、町民ですか、町外の方ですか、お聞かせください。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) あくまでも、今回黒塗りしたのはあくまでも個人を特定されるもの、要するに情報公開というよりも、個人情報保護の観点から、黒塗りをしたわけでございますので、その点についてお答えすることは出来ないものであります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) 正しい答弁ですね。そして3月議会にやった議員、誰が見ても横領のことで一般質問したのは生出ですって。誰が見ても分かるように、あなた方は伏せるんですよ。伏字にしていますよね、これ。いいんです、私は伏字にしなくてもよかったんですが、あなた方が情報公開に基づいて伏字にしたのはわかりますよ。だけど、全部見ていったら、誰が見たって3月議会にやったのは、私と鶴間議員の2人ですから、もう1方もやっていますよね。でも、横領についてやったのは私ですよ。ここに書かされているじゃないですか、全部。

これはそうしたら、何々を上げてきている何々からって全部消えていますよね、ちゃんと。理由と名前と。そういう出し方をするのが情報公開に基づく伏字ではないのか。私は全部公開したほうがいいんじゃないのかなと思ってますけどね。

私、この方1回もあったことないし誰かわからないし、そして私とこの方で物語を作ったということなんですか、あなたの認識は。そこをお聞きしたいと思います。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 先ほどもお話ししましたけども、あくまでもその議員が物語を作ったのではなくて、一連の流れが物語というふうな表現をしたままでございますので、私自身、横領だとか何かということではなくて、あくまでも事務の勝手際ですというふうに回答をさせてもらっていますので、それを含めまして、その一連の流れについて自分で感じたことを申し上げたままでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) これをネットで流していただければ1番いいんだけど、これ逆に、美瑛町職員の皆さん、驚いているんじゃないですか。皆さん、そう見られますよって逆に。関係者の皆さん全部そう思われてしまうんじゃないですか。美瑛町の皆さんってそうなの。4回、勝手際をしても何ら厳重注意で終わるの。東神楽は懲戒免職ですよ。退職金貰わず懲戒免職を受けてますよ、別なことで。もっと軽い罪で、軽犯罪で、だから横領され、横領だと言われても、不思議ではないという行為じゃないですかということまで質問していましたよね。横領行為に当たりませんか聞いてるんですよ。それで勝手際です。精算しないで、懐に4回入れとったということです。それ、美瑛町の職員の皆さん、そんなことやっているんですかって思われませんか。

そして前回、3月議会であなた処分を受けているのであれば認めたということであれば、ここで謝罪しなければならなかったのじゃないですか。謝罪もしてませんよね、あの議会で。管理者、そんなことは職員の皆さん、思われたくないと思うし、4回の勝手際で処分したということと終わろうと、それを3月議会で終わろうってやったのに、これですよ。再燃させたっていうこと逆にいうと。消防長、言い訳して歩いたんでしょ。誰もこれ見て勝手際だと思いませんよ。温情をかけて、そこで軽くしたんだなど。だけれども、町民が役場を見たときにどう思うか。皆さんやっているんでないのって、見られはしませんか。そこどう思います、消防長。謝罪しなかった件、それと再燃させて、こういうことであなたが言い訳して歩いたと。そこをお聞きします。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) これは内部会議において私がそうだったという話、それはもう、誰が見てもそういうふうを感じるのかなというふうなことも思いましたし、そういうふうな流れで私なんだなということもみんな感づいていると思うので、私もそういうことでしたわけでございますので3月の議会のときには、それはあくまでも非公表ということで公開出来ない。

公表出来ないというふうな答弁を管理者の方からしたわけでございますので、その時については、これについてはやはり3月のときには、謝罪とかそういうふうなことはできるものではなかったというふうに考えておりますし、これが一般の町民がどうであるかはわかりませんが、あくまでも私自身がそういうふう感じたことをお話ししてだけでございますので、これについては、私の所感というところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) それにしても、こういう会議で私の所感をいつも言って歩くんですか。所感、個人の所感を言って歩く会議にあなたが出ていると。そういうことですか。それがあなたの職責なんですか、職務なんですか。議会を侮辱することになりませんか。

なぜか、嘘を言っているんですよ、ここで。嘘の答弁をあなたがしているということではないんですか。少数派だと言いつつ、答弁書で何て言っているんですか。

協議会でも、全員協議会でも、これ正式会議ですよ。その中での質問に対してあなたは、中立公正という言葉はそこでは一切使いませんでしたよ。なおかつここで、先ほどの答弁では誤解を招いてしまいました、そこで締めていますよね。少数派だと言いましたよね。お聞きします。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 去年の、1年以上前になりますけども、全員協議会の中で発言した内容、私の記憶の中ではですね、少数派だというふうに私の方で断言したという考えはありません。

私はあくまでも中立公正に客観的に、今までもこれからも見てきたつもり、見ていくつもりでございますので、当時私が覚えている範囲では、当時というのは去年の全員協議会で話したときは、あるパソコンに誹謗中傷というか、5人の名前があって、そこに粗さがしをしたものが入っていると。その中に、私の名前も入っているの、そちらのほうに入っているのかなというふうに思いました、というふうに私はお話ししたつもりでございますので、私自身が少数派であると、少数派、多数派というふうな認識は持っておりませんでしたし、そのような派というか、そういうふうな考えは一切なかったわけでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) そういうあなたの後からの言い訳で、署員をいかに困らせてきたかということが、ここでもはっきりしました。

議会でもそういう答弁をする。全員聞いているんですよ。あなたは多数派ですか、少数

派ですかって聞いたんだよ。今みたいに答弁してくれれば何のことなかったでしょう。あなた少数派ですって、はっきり言ったあそこで。後で調べたら5人の中の1人なんだなって分かるんですよ。だからあなたの言った少数派は事実ですよ、逆に言うと。

でもここで、今回の質問の中では、少数派ではありません、中立公正ですって。そうやって部下に全部責任をかぶせてきたの、今までも。議員に対してもそう言うんだから。だから信頼されないんじゃないですか、あなた。多数の職員を把握出来なかったんでしょ。

最後にね、とんでもないことを言っているんですよ。6ページ、中間。もし横のつながりっていうところですね。もし横のつながり、各署とのつながりがあると思います。断定しています。その中で誹謗中傷、おそらくあると思います。また断定してます。

ここからです。特に東消防署については、横のつながりがあって、情報を共有している、悪用している可能性があります。そういうことが耳に入ってきたときには、見方違うぞと意見して構わないと思います。この言葉、東神楽町民、東川町民の皆さん、そして消防関係者の皆さんに知らせたい。こういう消防長がこういう見方してますよと。特に東消防署については横のつながりがあって情報を共有している、悪用している可能性があるって、どうしてこれ断定できるんですか。これ消防長の言葉じゃないでしょう、消防長どう思います。もう時間が余りないんですが。私の一般質問時間だから。

消防長として使っていい言葉と悪い言葉分らないで、署長や課長を集めてあなたが感じたことですって言って歩くんですか。そういう会議なんですか。この言葉に対してどう思いかまずお聞きして、消防長に聞いてから、管理者。これは東神楽町民、私のいるところの消防関係者がこれを見たらとんでもないんですよ。離脱して旭川に行きましょうって、ひじり野の皆さん言いかねませんよ。川向に防災センターが出来ているんですから。美瑛から走って来るより、旭川から走ってくる方が早いんですから。もう東神楽の地図番目に入っているんですから。

そうしなさいとでも消防長、おっしゃっているんですか。私はこの言葉を知らせなきゃならない義務がありますよ。消防長どうですか。もう3月で退職なのかそれとも延長していくのかわかりませんが、任命権者が決めることです。言った言葉は残りますし、名誉棄損がここの場で現職中にあれば、退職後だって出来ますから。町民をあまりにも軽く見過ぎていませんか。悪用するなんていう言葉を何で使えるんですかあなたが。そして可能性がありますって、確証でないんでしょ。それを会議の正式の発言にしちゃっている。そしてこれ文字にして全部公開されている。どうお思いかを聞いて、消防長と管理者にお伺いをいたします。以上で、終わります。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 私自身、過去、着任してからですね、そういう軋轢について、い

ろいろと双方から、いろいろと話も聞きましたし、どうしてこうなるのかなというふうにずっと思っておりましたし、それは何なのかと。なぜそんなことになるんだということを、話をいろいろと聞いてきたわけでございます。

その中において、東消防署の方の職員との交流、ずっと1番最初から、昭和48年から東消防署と、東消防署というか、最初出来たときからつながりがありますので、職員同士のかかわりというか、ということは当然あってしかるべきものと思っておまして、その中で、話を聞いた中で、そういう職員を孤立させるような、孤立というか職員の誹謗中傷、回り回って聞こえるという話を一部から聞いたものですから、やはり横のつながりがあるって、そういうことも行われているんだなというふうなことを聞いたことがございますので、そのことについて、誹謗中傷、誤った認識をもしかしたら、そちらのほうにも、そちらというか、横のつながりの中で出ているのであれば、やはりそれについては意見をしてくださいというふうに話したわけでございますので、それについて私の方から私が、私を感じたことをお話ししたことでございますので、東消防署管内、管轄について私がどうのこうの言える立場ではございませんので、そういうつもりも全くありませんしあくまでも、そういう事実、話を聞いた事実がございましたので、そういうふうには私はお話をさせていただいたわけでございます。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) 発言者であります消防長が、ただいまこのときの発言の真意についてご説明したわけでございます。

私はそれをそのまま受け止めさせていただくと、ほかにございませぬけれども、これまでの消防長としての体験ですとか、経験、また実際に見聞きしてきたことそのようなことを踏まえての、この発言の内容になっているというふうに理解し、受け止めているところでございます。でありますので、東消防署さん、また、東神楽町民の皆様を何か誹謗、貶めるという趣旨、意図をもって行った発言ではないと理解してございますけれども、この発言の中で本人が意図せず、言葉が足りないところ、説明が足りないところがあって、そのことによりまして、東神楽町、町民の皆様や東消防署の方がご不快な思いをもし持たれたとしましたら、そのことにつきましては、管理者としておわびを申し上げたいと、このように思うところでございます。

○議長(佐藤晴観議員) 6番議員の質問を終わります。次に、2番、鶴間松彦議員。

(「はい」の声)

2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 私は一問一答方式を選択しております。お手元に質問要旨がございまして、読み上げさせていただきます。時間の関係もありますので少し割愛をい

たしますけれども、議事録には、ぜひこの通告のとおり書いていただければ大変ありがたいと思います。

前回もそうですけれども、私の質問の趣旨は美瑛消防署内で起きた、いわゆるパワハラ事件、これを解決して、職場環境の改善を進めていただき、地域住民の方々の生命と財産を守るという崇高な任務についている役職員の方々の正常な信頼関係を築いていただいて、6町で構成されている大雪消防組合の事業が円滑に取り組まれていることを願っての質問であります。

前回もお話ししましたが是非、おかしいことがあればですね、改善をしていただいて、役割を果たしていただきたいという趣旨であります。

最近、私のところに匿名の封書が届きました。内容は、2021年8月10日、署課長会議、東本消防長発言というものでした。

さらっと読ませていただいたらちょっと大変な内容だったなというふうに思いまして、確認のためにお伺いをしたいと思います。

8月10日にどこでどのような名称の会議がどのような目的で行われたのでしょうか。追加で招集者は誰でしょうか。

2、次にこの会議で消防長が発言した目的、趣旨、内容をかいつまんで説明してください。

③、私に送られてきた文書に近い内容のものが存在するのではないかという情報を他の議員からもいただきました。正確を期するために、その文書を議会に提供していただきたい。今日皆さんに配られてるのがそうだと思います。

(2) 管理者に伺います。(1)で質問した日時に行われた会議と、消防長が発言した内容についてご存じでしょうか。また、その関連する文書の存在を確認していますか。読んでいますか。その内容について、評価と感想を伺います。

3、美瑛消防署長に伺います。(1)で質問した日常行われた会議の名称からして、この会議に出席をしていたと思われま。消防長が発言した内容についての感想を伺います。また、後日、消防本部から発言内容の文書が届いておりますけれども、議会に提出してくださいということで今日提出させていただきました。

以上、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 2番議員の質問の答弁を求めます。

(消防長「はい」の声)

東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 2番、鶴間議員からの一般質問に対して答弁を申し上げます。

(1)の①でございます。署課長会議で、定例で行われております本部及び各署間での情報交換、共有、相互協力を目的に行われております。

②、消防長としての認識を共有するために、ハラスメント、団結権、消防における礼式の考え方、これまでの消防長としての経験と感じたことを情報共有いたしております。

③、別紙配布資料のとおりでございます。以上です。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) 管理者として答弁を申し上げます。先ほどの答弁と重複いたしますが、組合の署課長会議につきましては、実施について報告も受けており、消防長の発言内容も伺っております。

この所感については、あくまで消防長のこれまでの経験と感想を内部会議において発言したものでありますので、私自身が内容について評価するべきものではなく、消防長はこう考えているものとして受け止めているところでございます。以上でございます。

(美瑛消防署長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 大庭美瑛消防署長。

○美瑛消防署長(大庭徳正君) 3点目について答弁いたします。8月10日に行われました署課長会議につきましては、他の署長も同様、私も出席しております。

発言した内容につきましては、ハラスメントに対する認識と平成29年4月に着任されてからの4年4ヶ月の間に、消防長が以前からの経緯も踏まえうえて、公正な視点で美瑛消防署について見られたこと、感じられたこと、経験されたこと、職員の気質などについての所感を述べられたものであると感じております。

なお、文書につきましては、先ほど議員からもありましたとおり、資料として提出している文書になります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) この会議の招集者はどなたでしょうか。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) はい、消防長でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 管理者も、そして署長さんもこの所感、消防長の経験と感想を内部会議で発言したものであって、私自身が評価するべきものではないというふうにおっしゃっております。

とり方によりますとね、それは消防長の考えで、私は違う考えですよっていうように取られそうな表現なんですけれども、その辺について管理者と署長さんにお伺いしたいと

思います。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) 先ほども生出議員さんからご紹介していただきましたけども、この所感自体が長い発言文書でございます。大変長いものでございますので、1字1句そのまま私の思いとどうかと言われますと、突き詰めていくところで、違うかなと思うところも部分部分ございますが、しかしそれは何か個人の思いの差でございまして、全体としましては、先ほど申しましたとおり、これまで消防長が現場の責任者として各署を束ね、出来た経験、それとそれまで署員たちと交わってきた言葉、見聞きしてきた事柄、そうしたものを全てを受けて、消防長として自分はこう思うというふうに発言したものであるというふうに認識しているところでございます。

(美瑛消防署長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 大庭美瑛消防署長。

○美瑛消防署長(大庭徳正君) この内容につきましては自分も、消防長に着任されてから経験されたこと、先ほども説明させていただきましたとおり、感じられたこと、経験されたこと、消防長の目から見て感じられたことを述べられたことであり、自分も、自分で正すべきところは正す、そういう気持ちで真摯に受け止めて、消防長の意見として、感じて受け止めているところとなっております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) たくさん言いたいことがあるんですけども、大変実はこの所感を読ませていただいて、私の感想もちょっと、述べさせていただきたいと思うんですね。

消防長が招集をして、6町の消防関係者のそれぞれの現場の責任者の方々、トップの方々を招集して消防長がお話をした内容ですよ。

消防本部の言わば6町の消防の現場のトップの消防長が、参加の消防署の幹部を集めて自分の考えを共有してほしいというふうにおっしゃってるんですね。ということは、いわゆる訓示みたいなものと私は受け止めておりますけれども、具体的なことは後でお話しさせていただきますけれども、そういうふうに聞いた署長さんたちは思ったのではないかと思っております、今日参加している各消防署長さんに実はお話をお伺いしたいというふうに思ったんですけど、通告していないので恐らく駄目と言われると思うので、大庭署長に代表としてちょっとお伺いしたい思います。

所感の中には、ハラスメントは訴えられ、認定されなかったらハラスメントでないんだというふうに書かれておりますね。多少のことは言ってもいいんだと。日常やっているように、多少怒鳴ってもいいというふうに言っております。

この話を聞いて、大庭署長は今後、美瑛署の運営について、消防長がお話ししたような内容でやろうと思っているのか、それとも消防長の考えと私は違うので、別な方法で署員と一緒に仕事をしていこうと思っているのか、お伺いしたいと思います。

(美瑛消防署長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 大庭署長。

○美瑛消防署長(大庭徳正君) お答えいたします。先ほど、おっしゃられましたハラスメントの3つの要件を満たさないといけません、きちんと訴えてそれで認定されなければなりませんよということに関しましては、私も同じ研修を受けておりまして、それは当然必要な条件ということで自分を理解しております。

ただ、この文にも書いてありますとおり、やり過ぎたらパワハラになる可能性が高いと。感情を表に出して、相手の自尊心を傷つけるとか、あと人前で怒鳴る、そのようなことはパワハラになる可能性が高いということも消防長おっしゃられております。

自分もそのとおりでありまして、必要であれば当然、申出をもらいまして相談窓口の方で対応し、当然、ハラスメントに当たる事案であれば、それに関しましては、きちんと対応していく必要は当然あるというふうに認識しております。

また、職場の中におきましても、そのようなことがないように自分も目を光らせております。個人とも面談することはあるんですけども、それも含めて普段から職員の状態をみて、そのようなことがないかどうか、もしちょっと不安定そうな職員がいた場合は、相談を聞くとか、声を聞くとか、そういうことをしっかりやっていく必要があるというふうに認識はしております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 署長にお伺いします。今のお話を聞いていると、ちょっと消防長の所感の文書にあるのとニュアンスが違うかなという感じをいたしました。

おそらくそれぞれの署長さんたちは、それぞれの現場の責任を持っているわけですから、それぞれの状況で対応するんだろうなというふうに私は善意に解釈しております。

所感の中には、美瑛消防署の職員は法律違反をしている、というふうに言っております。

署長は、職員の方々が法律違反をしているというふうに思っておりますか。思っているとしたら具体的にその例を挙げてください。

(美瑛消防署長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 大庭署長。

○美瑛消防署長(大庭徳正君) お答えいたします。ただいまの質問にありましたとおり美瑛消防署の職員が法律違反をしているという消防長の指摘がございました。

所感の中にのってございました。それにつきましては、自分の方でも職員が必要な法令に

ついて、全て認識したうえで、それに則ってきちんと処理出来ているかどうか、それも含めて、まだ不十分なところもあるというふうに感じております。

それに伴いまして、そういう今、署の中でも、きちんとしたサービスに関する規程等につきまして再度、職員のほうで確認しながら、もう1度、1つ1つ認識してもらいながら進めていくように、進めているところとなっております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 具体的に言っていたかかったんですけども、所感で言うのはね、団結権がないのに団結をして、団結権を行使しているということについて1つ法律違反だということをおっしゃっておりますよね。

それから内部通報、要するに外に漏らしたと、これは守秘義務違反だということも言っておりますよね。とりあえずこの2つ、実際にそういうことがあって、ご自分はこの法令違反だというふうにお思いになっているかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

(美瑛消防署長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 大庭署長。

○美瑛消防署長(大庭徳正君) お答えいたします。今おっしゃられました2ページに出ている部分だと思いますけれども、団交権につきましては、上申書という考え方が団結権に当たるということで、それにつきましては組織であっても人数が固まりまして、例えば1人の者を、悪い言い方をすると陥れようと思えばそういうことができるということもありますし、また、この上申書についての考え方自体につきましては、自分も団結権に匹敵する、それとは確実に該当するものではないかもしれませんが、それに近い意味合いを持つものであるのではないかというふうに認識しております。

あともう1点なんですけれども、守秘義務違反に関してなんですけれども、これにつきましても、自分としましては、今回、この所感の文書につきましても、職員の中にはLGのメールとしまして取扱い注意というふうに文面としてついた内容で出しているものとなっております。

それがこのように出てしまったってことは、本当に非常に残念なことであるというふうに自分も認識しております。それにつきましても、先ほど話しましたように、その法律の捉え方をきちんと認識として捉えられるように、1人1人職員につきましても研修ばかりではなく、本当に普段の業務の中を通して認識を深めていく、そういうことを進めていきたいと思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 大庭署長にもう1つお伺いします。ただいまのお話ですと、ほぼ

ほぼ所感と同じような認識でおいでになると。上申書が、たくさんの人が集まって判子押しているやつですよ。この上申書が団結権の行使に近いと、当たるという認識をされている。全く消防長と同じ認識だろうと思います。そして、取扱い注意の文書が外に出たのは残念だとおっしゃっております。そうですね、大庭署長にお伺いします。

平成29年7月に総務省消防庁の消防本部におけるハラスメントなどの対応策、ワーキンググループというのがあって、ここでどういう答申をしているか、そしてこれに基づいて全国の消防長会議が全国の消防長にハラスメント防止宣言をしてくださいという通達を出しております。それはご存じだと思うんですけども、それを読んでおられるかどうか。それから、団結権というふうにおっしゃって、所感ではおっしゃっておりますけれども、団結権の法律的な解釈をどのようにされているか、お伺いしたいと思います。

(美瑛消防署長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 大庭署長。

○美瑛消防署長(大庭徳正君) ただいまの質問に、お答えしたいと思います。今、ご質問にありました1点目なんですけれども、ハラスメントの防止宣言についてということなんですけれども、自分も大雪消防組合のハラスメントに関する要綱については存じ上げております。組合としまして、消防長から宣言が発出されて、相談窓口、職員というものをきちんと立てて、そのうえでハラスメントに対する対応策として、対応できるような体制を築くということを進めているということについても認識しております。

2点目なんですけれども、団結権なんですけど、これにつきましては52条の中で、労働組合の関係になるかと思っております。その中で、公務員の中で特に警察職員、自衛隊と消防職員につきましても、それについては階級等のこともありますので、団結権については付与しないという形になっていると自分は認識しております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) それでは次に、消防長にお伺いをいたします。先ほどもちょっと言いましたけれども、消防長の所感、私読ませていただいて、おそらく美瑛の消防署かと思っておりますけど消防署の職員たちは、非常に残念な気持ちで受け止めておられたんじゃないかと思っております。

パワハラ、多少怒鳴ってもパワハラではない、指導上怒鳴ってもいい、最初から信頼関係がない、こういう表現をされております。私は大変、職員の方々つらい思いで聞いたんじゃないかなと、ちょっと同情を少ししたところです。それで質問いたします。

前回か前々回、私質問しましたその消防長会議のパワハラをしないという防止宣言を出すように通達があって、ここでも防止宣言を出したと。出した後に、東消防署の何かのお話をする機会のときに、パワハラを恐れず指導するようにと、その前後のフォローがあ

ればいいんだということを発言しておりました。

そのことについて私は、一般質問でパワハラを認定する、容認するんですかというふう
に質問をいたしました。そうしましたら消防長は、容認はしていない、そのように誤解さ
れたのなら申し訳ありませんというふうに答弁しております。これは消防長も覚えてお
いでですよ。

ところが、今回の消防長の所感を読ませていただくと、何て言いますかねえ、恐れず指
導するよにとか、フォローがあればいいとかという、それを越えたですね、何回もやっ
たらこれパワハラになるけれども、ある程度はいいんだっていう表現までしているわけ
ですね。これってほとんど、パワハラを容認していることになりませんか。前回この議場
で、私は容認しておりませんと、そう思われたんなら申し訳ありませんというふうにおっ
しゃった。私、完全に誤解しましたか。そのことについてちょっと消防長、お願いいたし
ます。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) おっしゃるとおりパワハラについて、パワハラというか、誤解し
たのなら、それについては申し訳ありませんというふうな答弁はさせていただいたと
ころでございます。

おそらく、議員とちょっとパワハラに対する認識の違いがあるのではないかなという
ふうに思っております、パワハラを認めるんじゃなくて、パワハラは認めておりません。

ただ、パワハラっていうのはあくまでも、受けた側がパワハラだと思ったらパワハラに
なるわけではないんです。あくまでもそれを訴えて、ちゃんと訴える場所が、訴えてとい
うか、そういうものを聞いてもらう窓口がありますので、そこに訴えてそこで認定されて
初めてパワハラということになります。受けた側がパワハラだと言ったら、悪意を持った
ら何でもパワハラになってしまいます。

そういう認識ではないので、だから私がパワハラを認めているのではなくて、パワハラ
は認められないと。だけど、それを意識し過ぎて、悪意を持っている部下がいたとしたら、
指導上よろしくない。だからパワハラを気にし過ぎて、指導を緩めてはいけないという
考えで私は発言したものでございます。

それが外に漏れ、聞こえるのがですね、これにも書いてありますけども、パワハラを容
認しているという虚偽の内容で外に触れ回っていると。これは非常に私としては残念で
ありまして私が言ったことは、あくまでも指導上、緩くパワハラを気にし過ぎて緩くなっ
てはいけないということを申し上げたわけでございますので、本当に相手の自尊心を傷
つけるとかそういうことになれば当然、訴えてもらってパワハラ認定をして、そして懲
罰委員会に諮り懲罰を与えるという形に持っていかなければならないんじゃないかなと

いうふうに思ってますので、受けた側がパワハラだからというのは、そこは認識がちょっと違うのかなというふうに考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 所感には、こういうふうに書いております。感情を表に出して相手の自尊心を傷つけるとか、何度も人前で怒鳴るとなると、パワハラになる可能性があるというふうにおっしゃっていますね。

先ほど、大庭署長さんもおいでになりましたけれども研修で、訴えて認定されなければパワハラではないんだというふうにおっしゃった。きっとその美瑛消防署の中で研修、2回ぐらいされたと聞いていますけど、そのことだろうと思うんですね。

まずパワハラ、認定されなければ、じゃあ何をやってもいいかっていうことにはならないわけですよ。何度も人前で怒鳴るとなるとパワハラになる可能性があるというのは、何度ぐらいまでというふうに考えていますか。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) それはあくまでも訴えた先が決めることであって、私が何度ということではありません。それがやっぱり、そういう申出をしてですね、受け付けたところが、それは1度でも2度でも、そこまでは大丈夫だろう、3回目からは駄目だという回数制限は、特段申し上げることは出来ないかなというふうには思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) これはその、認定されたらパワハラで、認定されなかったらパワハラでないという解釈は、消防庁のワーキンググループが話をしているのと全然違いますね。ぜひ僕はもう一度読んでほしいと思います。これ消防庁が出したんですよ。

そして、このワーキンググループは、全国の消防署員に、アンケートをとってるんですよ。その中でね、パワハラを受けたというふうに回答した男性は17%もいるんですよ。セクハラを受けたと回答した女性職員は28%もいるというふうに書いてあるんですよ。調査したんですよ、この結果ね。これ、じゃあそういう人たちって全部認定された人ですか。そうじゃないと思いますよ。パワハラを受けたと思う人も含めて、調査されていると思います。

そして、先ほども言いました全国の消防長会議が、全国に防止宣言を出すようにというふうに指示したその中身というのは、消防長がまずパワハラをなくするという固い決意を持ってやる必要があるんだというふうに言っているんですよ。ですから、そう思われるようなことを、何度も、何回も認定されるまでやっていいなんて書いてないんですよ。

前の上申書、私も読ませていただいたんですけどね。その中にはある人からビンタを受けたとか、足を蹴られたとかということも書いてありました。そういうことも含めて、訴えられて、認定されなかったらパワハラにならないなんてばかな話、そんなばかな話ないですよ。じゃあ職員は、どこでどういうふうに自分たちが痛められたことを訴えたらいいのか、公平委員会に私、行きました、上川支庁の。そうしたらそれは、それぞれの職場に訴える場所があるからそこに訴えてください、それで終わりました。この署の方も公平委員会に行ったんですね。でもそういうふうにきつと言われて返されたんだろうと思います。

現場からパワハラをなくす。それは現場の長が、パワハラと思われるようなことをしないということではないでしょうか。どうですか、消防長。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) パワハラをなくすというのはですね、パワハラと言動自体を、同じことを言ってもパワハラになるものとならないものがあります。

それはやはりその上下関係、人間関係にもよると思われます。あくまでも、人間関係というか悪意を持っている部下であれば、何を言ったってパワハラに取られるし、悪意を持っていないただ指導上、厳しくされているんだと思えばパワハラにはならないしというところの違いで、認定をされなければパワハラにならない。

おそらく、暴力であれば当然認定されるだろうというふうに思っておりますし、そこはでも、認識としては認定する場所が決めるところであって、認定をされなければパワハラを許してもいいよという考えでは、私はございません。

認定されなくてもパワハラになるようなことはしてはいけないよと。そういうふうに訴えられるような誤解を招くような、相手の人権を無視するような発言というのは、そういうのは駄目だよと。そういうことをやっぱり研修等を通じてですね、私も研修受けましてお話ししておりますけれども、認識としては、今の世間が、世の中、マスコミがそうなのでしょうけど、発言1つでパワハラというふうに決めつけている世の中ですと私は思っています。そうではないんだよと、研修ではそうではない。あくまでも、あくまでもその要件があって、その要件に合致すればパワハラになるんだよと。そこで初めてパワハラというふうなことになるので、受けた側がパワハラですっていうのは、僕は間違っているというふうに思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 私と消防長の認識が相当食い違っておりますから、平行線をたどるので、このことはちょっと置いておきます。

次にですね、法律違反をしているという団結権の認識の問題について、消防長にお伺いをいたします。

私もその昔、全国的な労働組合に所属していた経験がございます。それで今、非常に便利で、ネットで団結権とひくとたくさん出てきます。

一般的に団結権と言われているのは、労働者が使用者に対して対等平等の立場で、自分たちの労働条件等の改善を求めるために結成するもの、労働組合をつくること、そういう組織をつくること、これが団結権と言われているんです。

ちょっと集まって、上申書に判子を押して持っていった、これが団結権になるということ、おおよそ労働組合法等の法律を知ってる方は言いません。団結権というのはそういう法律定義になっています。ですから、この認識を改めるべきではありませんか。消防長どうですか。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 今、お話された団結権については、私もそのように思っておりますし、私はその団結権というのは、地方公務員法第52条で、先ほど署長のほうで話しましたが、消防、警察、自衛隊、自衛隊の場合は国家公務員法108条ですか。団結権、団体交渉権、争議権、労働3権がないわけでございます。

この団結権、ちょっと集まっただけで団結権というのは私も、それは団結権、団結権の行使ではないと思っております。

そうではなく、あくまでも団結権というのは、法律を犯すことになるのは、あくまでもその団体をつくること。その団体に加入すること。これが団結権の行使になるので、その場合には懲罰の対象になるという法律になっています。

ただ、法律の趣旨、地方公務員法第52条の趣旨は、結託しても駄目なんです。要するに、法律の趣旨は、上司と部下の間において対抗関係をもたらすことはあり得るから、それで団結権を付与しないというふうな法律の立てつけになっております。ですから、結託すること自体が、私は法律の趣旨に背くものだと、不法行為になるものだというふうに考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 大変申し訳ありませんが、ちょっと返答する意欲がちょっと失せております。

どうしてなのでしょうね。おそらく弁護士さんを含めた労働法関係を知ってる方は団結権、今、消防長が言ったような、集まるということも、団結権に入るんだなんていう認識はしてないと思いますよ。私も知っていますよ。調べました。前にも、質問しましたか

ら調べております。自衛官、警察官、消防、海上保安庁、三権ありません。

(発言する者あり)

あと何分ぐらいありますか。私の質問残時間。

(佐藤議長「9分です。」の声)

判断してください。今、意見が出ましたから判断してください。

(発言する者あり)

○議長(佐藤晴観議員) 暫時休憩します。

(休憩)

○議長(佐藤晴観議員) 再開します。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 認識が相当違っておりますので、平行線になると思うので、消防長との質疑はちょっと、一時中断させていただいて、管理者にお伺いいたします。あと8分ということでございますので。

今、消防長といろいろお話をさせていただきました。パワハラ認定がなければ、パワハラではないということ。それから、職員が上申書を出すように、集まって何かをするのは、団結権違反だということ。この認識について、管理者はどのようにお考えでしょうか。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) 私は一般論でお答えをさせていただきますけれども、パワハラにつきましては、パワハラを受けたとされる側が、これはパワハラを自分が受けたと言っただけではパワハラではないということは、これまでの消防長の答弁と同じでございます。

セクハラは、かなりセクハラを受けたという訴えが、そのままセクハラになるという類いの性格のものであると思っておりますけれども、パワハラにつきましては、受けたとされる側だけの申立てだけでは、成立はしないと思っております。というのは、その違いがあるということは、やはり業務上の指揮命令、その他、上下の関係の中の発言、そういうものが捉えようによっては全てがパワハラだという申立てをされてしまったら、何も上司が部下に指揮を命令することも出来なくなってしまうということを考えますと、一般論としては、パワハラにつきましては、パワハラを認定する第三者的な立場から認定を受けた者でない限りはパワハラではないというふうに思っております。

ただ、これはもちろん、そのパワハラを容認している、認定してるというものではございません。客観的にパワハラと認定されるような行為は、これは消防組織のみならず、どこの組織においてもあってはならないという立場であることはもちろん申し添えさせていただきます。ですので、被害者側だけの一方的な主張だけで成立するという性格

のものではないというふうに思っております。

団結権、上申書の問題でございますけれども私は、この場で法解釈の団結権がどうであるという定義的なことは申し上げるだけの今、準備と知識がございませんけれども、今回の所感の中で触れております上申書につきましては、これは人事の内容に関わるものでございます。ということでございましたので、正式な受理するものではないよということで私は受け取っているところでございます。

団結権、争議権等々、消防の中で制限されているということも存じておりますので、彼らが争議権を、団体交渉権を起こしてしまうようなことがないように、私の立場としては気をつけて対処しているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 先ほども言いましたように団結権というのは、労働組合を組織したりするということになるわけです。

今、労働組合を組織されているわけじゃないですよ。そういうつもりもないんじゃないかと思えます。皆さん、知ってますから。団結権も交渉権もないということは。

ですから、それはあり得ないと。ですから、法律違反をしているというのは成り立たないと私は思っております。認識がきっと違うのだらうと思えますね、消防長とね。では、管理者にお伺いします。

例えばですよ。何度も人前で怒鳴るというようなことは可能性があるというふうにおっしゃってる。おそらく、ですから、現場では何度か怒鳴りながらご指導されてるんだらうと思うんですね。そういうことは推測されるわけですよ。

管理者としては、怒鳴ったりして、何度か怒鳴っておまえやれみたいなことで、指導をすることが適切な指導だというふうにお思いになっているかどうか。総務省消防庁などが言っているパワハラになるようなことはするなと、そういう可能性があることも現場でしっかり、しないという決意でやりなさいという通達もあります。ですから、そういうふうには、いわゆる暴力的な、あるいは一言二言言ったことが相手を傷つけることはたくさんあります、言葉の中では。そういうことをしている可能性があるというふうに思われますけれども、そういう指導はどうか、どういうふうには受け止めておられるか。今後どういうふうには指導したらいいのかというふうに思われているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) 結果としてパワハラと認定されたような行為である、怒鳴るとか暴力であるとかということは、決してあってはならない行為であると当然思っていると

ころでございます。

また、現状の美瑛署の中で、そのような行為が行われているということも私は、そういう認識は持ってございません。指導に当たっては、丁寧な指導をしているというふうに理解をしているところでございます。

ただ、怒鳴るという行為が、消防の現場でございます命の問題、命に関わる事態でございますので、そこの何らかのミスを正すために、語気が荒くなる言葉が強くなるというような場面というのは、消防の現場の中には在り得るのではないかなというふうには思っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 時間がありませんので、これについての対話はちょっとやめます。先ほども言いましたけれども、美瑛の消防署の職員がですね、安心して町民の生命と財産を守る仕事にうち込めるような、そういう職場をぜひつくっていただきたいと思います。

前回、管理者に一般質問をしたときにですね、このパワハラの問題というのは、数年間の軋轢によってなるものだというような発言をされております。

私は、本当にこの今、議会で議論しているこのことで、ぜひともですね管理者の責任で、この過去の軋轢を解除して、信頼関係をきちっとつくっていただいて、そういう体制も含めてご指導いただいて、消防職員が、美瑛の方々の生命と財産を守れるように、ぜひともしていただきたいというふうに思っております。最後に、角和管理者の決意をお伺いしたいと思います。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) はい。これまでの議会の中でもご指摘を受けて、またお答えをそのたびさせていただいておりますけれども、もちろん私も、美瑛消防署内の組織が、一致団結し一丸となって町民のために働く、そういう組織に、より強い組織になっていくために私も努力をしてまいりたいと思っております。

パワハラと言われる問題、過去からの根深い問題であるということもこれまでもご指摘させていただきましたし、今ここでお話しをすると時間なくなりますから、お話ししませんけれども、根深いものがございます。ただそれを1つ1つほぐして、町民の生命と財産を守る砦の立場の大事な職でございますので、そこの職員たちが一致団結し、そして気持ちよく働ける職場環境にあるべきであるよう努めてまいりますし、そのために、またお気づきの点、ご指導いただければ幸いです。

美瑛消防署、もちろん、今がすばらしいという組織はどこの組織でもないと思いますけれども、より一層理想に近い消防精神の体现できる、そういう組織にしていくよう、私も

消防長も署長も含めて全員で力を尽くしていく所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 2番議員の質問を終わります。以上で、通告のありました質問は、終了しました。これをもって、一般質問を終わります。15時20分まで休憩します。

（休憩）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5 認定第1号「令和2年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算の認定
について」

○議長（佐藤晴観議員） 日程第5、認定第1号「令和2年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の件を議題とします。なお、別冊の令和2年度決算に係る行政報告書は、事前に配布されているので、説明は省略いたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい、消防長」の声）

東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） よろしく願いいたします。認定第1号について、ご説明いたします。議案書は31ページになります。決算の内容は、別冊の「令和2年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算書」になります。

最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の令和2年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算書をご説明いたします。決算書1ページになります。歳入歳出決算書の1番下段になります。合計額のみ申し上げます。歳入合計、予算現額1,498,566,000円、調定済額、収入済額は、同額の1,498,031,224円、予算現額と収入済額との比較、534,776円の減となっております。

次に歳出について、ご説明いたします。3ページになります。

歳出合計、予算現額1,498,566,000円、支出済額1,466,681,616円、翌年度繰越額1,100,000円、不用額30,784,384円、予算現額と支出済額との比較は、31,884,384円であります。下段になります。歳入歳出差引残額、31,349,608円、令和3年12月22日提出、大雪消防組合管理者。

次に、実質収支に関する調書についてご説明いたします。決算書42ページになります。区分、金額の順に朗読いたします。実質収支に関する調書、1、歳入総額1,498,031,224円、2、歳出総額1,466,681,616円、3、歳入歳出差引額31,349,608

円、4、翌年度へ繰越すべき財源、(2)、繰越明許費繰越額が300,000円です。5、実質収支額31,049,608円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0円です。各構成町の実質収支額内訳は、次のページに記載のとおりであります。

次に、決算事項別明細書の歳出からご説明いたします。決算書11ページにお戻りください。

決算書については、事前にお配りしておりますので、説明は、款、項、予算現額、支出済額、不用額、主な施策の成果について申し上げます。

第1款、第1項議会費、予算現額698,000円、支出済額666,464円、不用額31,536円です。

第2款総務費、第1項総務管理費、予算現額823,000円、支出済額77,860円、不用額23,000円です。繰越明許費として、各種審議会事業、審理員委託料800,000円の事業費が次年度へ繰越したところであります。

第2項監査委員費、予算現額112,000円、支出済額77,860円、不用額34,140円です。

第3款消防費、第1項消防本部費、予算現額86,455,000円、支出済額85,487,363円、不用額967,637円です。デジタル無線の保守委託及びアプローチ回線使用料が主なものです。13ページになります。

第2項美瑛消防費、予算現額305,258,000円、支出済額298,790,483円、不用額6,467,517円です。主な成果として、通信指令装置保守点検委託、美瑛消防署に配備する高規格救急自動車の更新整備、小型トラックの更新整備、消火栓3基の取替工事を行っております。19ページになります。

第3項東消防費、予算現額237,023,000円、支出済額235,321,330円、不用額1,401,670円です。繰越明許費として、救急救命士の気管挿管病院実習300,000円の事業費を次年度へ繰越したところあります。21ページになります。

第4項東川消防費、予算現額59,970,000円、支出済額58,867,868円、不用額1,102,132円です。東川消防団創立100周年記念事業の実施、東川消防団に配備する消防ポンプ自動車の更新整備を行っております。23ページになります。

第5項東神楽消防費、予算現額70,458,000円、支出済額69,457,765円、不用額1,000,235円です。東神楽消防団創立100周年記念事業の実施、東神楽消防団に配備する消防ポンプ自動車の更新整備、耐震性貯水槽整備事業を行っております。25ページになります。

第6項当麻消防費、予算現額260,470,000円、支出済額251,364,650円、不用額9,105,350円です。消防団員用防火衣の更新、当麻消防署に配備する水槽付消防ポンプ

自動車の更新整備、繰越事業として、救急救命士の気管挿管病院実習、消防庁舎自家用発電機取替工事を行っております。29ページになります。

第7項比布消防費、予算現額155,696,000円、支出済額151,367,668円、不用額4,328,332円です。消防庁舎の塗装工事、防火水槽1基の撤去工事を行っております。33ページになります。

第8項愛別消防費、予算現額237,800,000円、支出済額234,478,978円、不用額3,321,022円です。愛別消防署に配備する水槽付消防ポンプ自動車の更新整備を行っております。37ページになります。

第4款、第1項公債費、予算現額80,804,000円、支出済額80,801,187円、不用額2,813円です。39ページになります。

第5款、第1項予備費、予算現額2,999,000円、支出済額はありませぬので、不用額は予算現額と同額の2,999,000円です。

予備費充用は4件で、内容につきましては、備考欄及び41ページの充用内訳のとおり、美瑛消防費で需用費、備品購入費、愛別消防費で備品購入費へ充用したものです。39ページ、下段になります。

歳出合計、予算現額1,498,566,000円、支出済額1,466,681,616円、繰越明許費1,100,000円、不用額30,784,384円。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページにお戻りください。

歳入の収入済額と調定額が同額のため、説明は、款、項、予算現額、収入済額のみ申し上げます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、予算現額1,356,270,000円、収入済額1,355,470,000円、未収入財源800,000円は、総務費の各種各種審議会事業に係る美瑛町共通経費負担金で、翌年度繰越明許となります。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料、予算現額428,000円、収入済額388,000円です。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、予算現額322,000円、収入済額は予算現額と同額です。

第4款財産収入、第1項財産売払収入、予算現額1,526,000円、収入済額は1,523,000円です。

第5款、第1項繰越金、予算現額31,833,000円、収入済額31,833,922円、このうち3,323,000円が繰越明許繰越金です。7ページになります。

第6款諸収入、第1項預金利子、予算現額5,000円、収入済額666円です。

第2項雑入、予算現額13,182,000円、収入済額13,493,636円、このうち12,630,505円は、当麻消防署庁舎自家用発電機取替工事の損害共済金分の繰越明許です。9ページ

になります。

第7款、第1項組合債、予算現額95,000,000円、収入済額95,000,000円で、美瑛の小型トラック整備に係る緊急防災減災事業債、東川、東神楽消防団の消防ポンプ自動車整備に係る緊急防災・減災事業債、東神楽町の耐震性貯水槽設置事業に係る緊急防災・減災事業債によるものです。

下段になります。歳入合計、予算現額1,498,566,000円、収入済額1,498,031,224円です。

42ページ以降の財産に関する調書は、説明を省略させていただきますので、後ほどご高覧をお願いいたします。

以上で、認定第1号、令和2年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

（「はい、議長」の声）

高田代表監査委員。

○代表監査委員（高田紀子君） 令和2年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算の審査意見を申し上げます。意見書をご覧いただきたいと存じます。

審査対象、審査日及び場所、審査方法につきましては、書面に記載のとおりでございますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

審査の結果及び意見については、令和2年度の決算内容について、慎重に審査したところ、計数は正確であり、執行内容も適正に処理されていたものと認めるところであります。

なお、今後とも適正な予算執行をお願いし、経費の節減に努めることを申し上げまして、決算の審査意見といたします。

以下、決算の概要については、別添資料を添付しておりますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。以上で、決算審査のご報告といたします。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） これから、歳入歳出全款について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

次に、歳入歳出ごとに質疑を許します。まずは、歳出に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで、歳出に対する質疑を終わります。

次に歳入に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで歳入に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第5、認定第1号の件を採決します。認定第1号「令和2年度大雪消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の件を、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、認定第1号の件は、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6 報告第1号「専決処分について」

○議長(佐藤晴観議員) 日程第6、報告第1号「専決処分について」の件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい、消防長」の声)

東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 報告第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案書は、32ページになります。

本年7月7日に、愛別消防署の救急自動車が、愛別町内の国道交差点で車両に衝突した交通事故につきまして、損害賠償額の和解が成立したことにより、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、「管理者の専決処分事項の指定について」の第2項により、専決処分としましたので、議会に報告するものです。最初に、議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

次に、専決処分書を朗読します。33ページになります。

(専決処分書の朗読を省略する)

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。従って、報告第1号の件は、報告を終わります。

日程第7 議案第1号「専決処分について」

○議長（佐藤晴観議員） 日程第7、議案第1号「専決処分について」の件を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい、消防長」の声）

東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 議案第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案書は、1ページになります。

議案第1号は、令和3年度大雪消防組合一般会計補正予算第2号の専決処分であります。

補正内容につきましては、愛別町単独経費で、救急活動用、感染防止対策用品購入に係る消耗品の追加補正になります。全国的な用品の供給不足により、発注から納品までの時間を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定により、予算を専決処分したものであり、同法の規定により、これを報告し承認をお願いするものです。それでは、議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

次のページになります。

（専決処分書の朗読を省略する）

次に、歳入歳出予算補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたします。6ページになります。

歳出、第3款消防費、第8項愛別消防費、第1目常備消防費409,000円の追加で、救急活動に係る消耗品です。

次に、歳入について、ご説明いたします。4ページにお戻りください。

歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目消防費負担金409,000円の追加で、愛別町単独経費負担金になります。3ページの第1表、歳入歳出予算補正の説明は、省略させていただきます。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから、歳入歳出全款についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第7、議案第1号の件を採決します。議案第1号「専決処分について」の件を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 議案第2号「専決処分について」

○議長(佐藤晴観議員) 日程第8、議案第2号「専決処分について」の件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい、消防長」の声)

東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 議案第2号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案書は、8ページになります。

議案第2号は、令和3年度大雪消防組合一般会計補正予算第3号の専決処分であります。

補正内容につきましては、本年7月7日に発生しました愛別消防署の救急自動車による交通事故について、相手方への賠償金と救急自動車の修繕料の追加補正となります。和解契約及び損害賠償額が決定したことにより、早急に賠償金の支出と救急自動車の修繕が必要であったため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定により、予算を専決処分したものであり、同法の規定により、これを報告し承認をお願いするものです。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次ページになります。

(専決処分書の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたします。13ページになります。

歳出、第3款消防費、第8項愛別消防費、第1目常備消防費503,000円の追加で、賠償金及び救急自動車修繕料です。

次に、歳入についてご説明いたします。11ページにお戻りください。

歳入、第5款諸収入、第2項、第1目雑入503,000円の追加で、その他雑入の公有自動車損害保険金になります。10ページの第1表、歳入歳出予算補正の説明は、省略させていただきます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから、歳入歳出全款について質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第8、議案第2号の件を採決します。議案第2号「専決処分について」の件を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9 議案第3号「令和3年度大雪消防組合一般会計補正予算について」

○議長（佐藤晴観議員） 日程第9、議案第3号「令和3年度大雪消防組合一般会計補正予算について」の件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい、消防長」の声）

東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 議案第3号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案書は15ページになります。

議案第3号は、令和3年度大雪消防組合一般会計補正予算第4号であります。

今回の主な補正内容は、職員の異動、退職等による人件費の補正、各事業費確定による執行残の整理及び前年度繰越金の確定による財源補正をお願いするものです。それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたします。20ページになります。

歳出、第2款総務費、第2項監査委員費、第1目監査委員費167,000円の減額で、会議中止に伴う旅費、負担金の減額です。

第3款消防費、第1項消防本部費、第1目常備消防費9,306,000円の減額で、職員人件費、物件費の減額です。

第2項美瑛消防費、第1目常備消防費3,091,000円の減額で、職員人件費の減額、各種

研修事業中止に伴う職員研修事業費の減額、燃料価格上昇に伴う燃料費の追加です。第2目非常備消防費338,000円の減額で、消防団行事中止に伴う消防団活動事業費の減額です。第3目消防施設費505,000円の減額で、執行残整理による普通建設事業費の減額です。

24ページになります。

第3款東消防費、第1目常備消防費1,864,000円の追加で、職員人件費の追加、各種研修事業中止に伴う職員研修事業費の減額、燃料価格上昇に伴う燃料費の追加、救急活動実績増に伴う需用費の追加です。

第4項東川消防費、第2目非常備消防費467,000円の減額で、消防団行事中止に伴う消防団活動事業費の減額です。

第5項東神楽消防費、第2目非常備消防費749,000円の減額で、消防団行事中止に伴う消防団活動事業費の減額です。第3目消防施設費7,696,000円の減額で、財源補正として、組合債7,600,000円の減額、一般財源96,000円の減額です。耐震性貯水槽設置事業の事業費確定による減額です。26ページになります。

第6項当麻消防費、第1目常備消防費634,000円の追加で、職員人件費の追加です。第3目消防施設費395,000円の減額で、消防庁舎耐雷対策工事の事業費確定による減額です。

第7項比布消防費、第1目常備消防費312,000円の減額で、財源補正として、財産収入240,000円の追加、一般財源552,000円の減額で、職員人件費の減額、研修事業中止に伴う職員研修事業の減額、燃料価格上昇に伴う燃料費の追加です。第2目非常備消防費205,000円の減額で、財源補正として、諸収入167,000円の追加、一般財源372,000円の減額で、消防団行事中止に伴う消防団活動事業費の減額、燃料価格上昇に伴う燃料費の追加です。28ページになります。

第8項愛別消防費、第1目常備消防費795,000円の減額で、職員人件費の減額です。第2目非常備消防費89,000円の追加で、新団員入団に伴う被服消耗品の追加です。

次に、歳入について、ご説明いたします。18ページにお戻りください。

歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目消防費負担金41,215,000円の減額です。各町負担金補正の内訳は、説明欄のとおりです。

第3款財産収入、第1項財産売払収入、第1目物品売払収入240,000円の追加です。比布消防署救急自動車売却の実績増によるものです。

第4款、第1項、第1目繰越金26,969,000円の追加です。令和2年度繰越金の確定により、全額財源充当するものです。

第5款諸収入、第2項、第1目雑入167,000円の追加です。比布消防団詰所シャッターの修繕に係る建物災害共済金です。

第6款、第1項組合債、第1目消防債7,600,000円の減額で、東神楽町の耐震性貯水槽設置事業の事業費確定によるものです。

次に、地方債補正の説明を行います。17ページにお戻りください。

起債による事業の確定に伴い、地方債総額から7,600,000円を減額し、変更後の地方債の総額を18,700,000円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。個々の事業については省略させていただきます。

第2表、地方債補正、起債の目的、緊急防災・減災事業、変更前限度額26,300,000円、変更後限度額18,700,000円。合計、変更前限度額26,300,000円、変更後限度額18,700,000円となります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同じです。

16ページの第1表歳入歳出予算補正と、30ページの給与費明細書の説明は省略いたします。以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから、歳入歳出全款について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第9、議案第3号の件を採決します。議案第3号「令和3年度大雪消防組合一般会計補正予算について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は、原案のとおり可決されました。

閉会宣言

○議長（佐藤晴観議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。したがって、本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって、令和3年第3回大雪消防組合議会定例会を閉会します。

閉会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） はい。お疲れさまでした。あんまりここで個人的というのもなくですけど、中港議長、僕も大分前からそうは思っていますし、それをなかなかこうす

るっていうことは、なかなか厳しいし、僕も出たくないって言ったら出たくない、言えるんだったら出たくないって言うんですけど、そうはいきませんので。今日、その中身をいろいろというところでは、今思っているのは、この組合議会を議会運営委員会といいますか、議運を作ったらどうなのかなっていうところと思ってそれが可能かどうか、どういうふうにするのかという部分もまた、調べたりしなければいけないんですけど、今はそんなふうに思っているというところでもあります。もしかしたら今年もう、皆さんにお会いする機会もないかと思えますけども、是非とも良い年をお迎えいただいて、来年また皆様に元気に会えることを祈念して閉じさせていただきます。お疲れさまでした。

午後4時00分 閉会

以上のとおり相違ないことを証するため、会議の様様をここに記し、ここに署名する。

大雪消防組合議会

議 長 佐 藤 晴 観

9 番 議 員 中 港 勝

17 番 議 員 久 米 啓 一